

平成16年12月1日

各 位

会社名 石原産業株式会社
代表者名 代表取締役社長 田村 藤夫
(コード番号 4028 東証・大証各第一部)
問合せ先 取締役経営企画管理本部長
炭野 泰男
(TEL 06-6444-1850)

会社名 富士チタン工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 松長 衛
(コード番号 4077 東証・大証各第二部)
問合せ先 取締役総務部長
木下 忠雄
(TEL 06-6441-6856)

石原産業株式会社と富士チタン工業株式会社間の株式交換契約締結について

石原産業株式会社(以下「石原産業」)および富士チタン工業株式会社(以下「富士チタン工業」)(2社を合わせて「両社」という)は、本年10月18日に株式交換により石原産業が富士チタン工業を完全子会社(石原産業の100%子会社)とすることにつき株式交換覚書を締結いたしました。本日開催いたしましたそれぞれの取締役会の承認決議を経て、株式交換契約書を締結いたしましたのでお知らせいたします。

1. 株式交換による完全子会社化の目的

富士チタン工業は酸化チタン事業と電子材料事業をコア事業として営む石原産業の関連会社(持株比率24.8%)で、東京証券取引所第二部と大阪証券取引所第二部に上場しております。

富士チタン工業の酸化チタン事業は、独自技術により化学繊維用において有力なサプライヤーとしてのポジションを確立しており、電子材料事業は積層セラミックコンデンサー(MLCC)向けチタン酸バリウムの特徴ある商品のサプライヤーとして、両無機化学事業をベースとして発展してまいりました。しかしながら、富士チタン工業は過去3年間、両事業を取り巻く事業環境の変化から業績の悪化を余儀なくされました。

このような事業環境の中、富士チタン工業は積極的な拡販、製造コストの削減、労務費等諸経費の圧縮に努め当期業績の黒字化が見込まれるまでに改善してきましたが、事業収益の本格的な改善には道半ばの状況にあります。

富士チタン工業は昭和41年以降、石原産業と旭化成株式会社の関連会社として経営してきましたが、富士チタン工業のコスト競争力や市場ニーズに対応した商品開発力などの競争力をさらに強化するためには、富士チタン工業が営む両事業との関わりが深い石原産業が、石原産業の保有する酸化チタン事業と機能材料事業との一元的事業運営を図り、生産・販売・技術開発の各面において連携して相乗効果を発現することが有力な方策と両社は判断いたしました。

両社は、このような状況を踏まえ、両社株主にとっての価値をさらに向上させることを目途として、石原産業による富士チタン工業の完全子会社化の実施及びこれを前提とした富士チタン工業の経営基盤の強化を図り、石原産業グループの企業価値向上を期すことといたしました。

2. 株式交換の条件等

(1) 株式交換の方式

富士チタン工業の株主（石原産業を除く）は、石原産業が株式交換に際して発行する新株の割当を受けて石原産業の株主となり、その結果、富士チタン工業は石原産業の完全子会社となります。

(2) 株式交換の日程

平成 16 年 12 月 1 日 株式交換契約書の締結
平成 17 年 1 月 28 日（予定） 株式交換契約書承認臨時株主総会（富士チタン工業）
平成 17 年 2 月 28 日（予定） 株券提出期日（富士チタン工業）
平成 17 年 3 月 1 日（予定） 株式交換の日

（注）本株式交換は、商法第 358 条第 1 項の規定に基づき、石原産業においては株主総会の承認を得ることなく行うものであります。

(3) 株式交換比率

会社名	石原産業 (完全親会社)	富士チタン工業 (完全子会社)
株式交換比率	1	0.95

(注) 1. 株式の割当比率

富士チタン工業の普通株式 1 株に対して、石原産業の普通株式 0.95 株を割当交付します。但し、株式交換の日に石原産業が保有する富士チタン工業の普通株式（富士チタン工業臨時株主総会基準日である平成 16 年 12 月 3 日までに予定される A 種優先株式の普通株式への転換により、石原産業が保有することになる普通株式を含む）については割当を行いません。

2. 株式交換比率の算定根拠

上記交換比率の算定にあたって、石原産業は大和証券エスエムピーシー株式会社を、富士チタン工業は斉藤公認会計士事務所をそれぞれ第三者機関として選定して株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果をもとに両社協議の上、上記の通り合意いたしました。

3. 第三者機関による算定結果、算定方法及び算定根拠

大和証券エスエムピーシー株式会社は、石原産業及び富士チタン工業それぞれについて、市場株価法、DCF 法（ディスカунテッド・キャッシュフロー法）による分析を行い、株式交換比率をレンジで算定いたしました。

斉藤公認会計士事務所は、石原産業及び富士チタン工業それぞれについて、市場株価法、DCF 法（ディスカунテッド・キャッシュフロー法）による分析を行い、株式交換比率をレンジで算定いたしました。

4. 株式交換により発行する株式数

普通株式 14,602,921 株を発行する予定です。

(4) 配当起算日

株式交換に際して発行される石原産業の普通株式の配当起算日は、平成 16 年 10 月 1 日とします。

(5) 株式交換交付金

株式交換交付金の支払いはありません。

(6) 富士チタン工業が発行している優先株式について

富士チタン工業が発行している A 種優先株式（発行総数 5,000,000 株）については、富士チタン工業臨時株主総会基準日（平成 16 年 12 月 3 日）までに全株が普通株式に転換される予定であり、石原産業の保有分を除く転換後の普通株式に対して株式交換契約で定められる交換比率に従い割当が行なわれます。なお、上記転換により富士チタン工業の発行済普通株式数は 5,422,992 株増加し、その総数は 22,258,992 株となる予定です。

3. 株式交換後の状況

- (1) 商号、事業内容、本店所在地、代表者等、当事会社各々について、現在のところ変更の予定はありません。
- (2) 石原産業の増加する資本金および資本準備金について
資本金 0円
資本準備金 株式交換の日において富士チタン工業に現存する純資産額に、富士チタン工業の発行済株式の総数に対する株式交換により石原産業に移転する株式の数の割合を乗じた額。

4. 株式交換後の連結業績見通し

富士チタン工業は従来石原産業の持分法適用会社でありました。

本件株式交換の実施に伴う石原産業への今期の連結業績への影響は軽微であると考えております。

以 上